

公益財団法人大阪成人病予防協会役員及び評議員の報酬等と費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪成人病予防協会（以下「協会」という）の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け入れる財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは、明確に区分されるものである。
- (3) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等は、原則として無報酬とする。ただし本条第2項から第4項による報酬等を支給することができる。

- 2 協会の会長及び業務執行理事並びに監事(以下それぞれ「会長」、「業務執行理事」、「幹事」という。)に対しては別表1の報酬等を支給することができる。
- 3 役員等が理事会または評議員会に出席した場合は、別表2の費用弁償等を支給することができる。
- 4 理事及び評議員が協会の委員会の委員等として出席した場合は、対価とし

て、別表 3 の謝金等を支給することができる。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第 4 条 会長及び業務執行理事並びに監事に対する報酬は、年間報酬額を月額でもって支給するものとし、当月分を翌月の月末に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日、祝休日又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの特別休暇に当たるときは、これら休日でない直近の日に支給する。

2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。ただし、本人が申し出た場合は現金通貨をもって本人に支給することができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第 5 条 協会は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 6 条 協会は、この規程をもって、認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日(公益財団法人の設立の登記の日)から施行する。

別表 1 報酬等年額

役職	報酬等年額(上限)
会長	30万円以内
業務執行理事 2名	60万円以内
監事 2名	6万円以内

別表 2 役員及び評議員の費用弁償等

項目	支給額
理事会、評議員会出席による費用弁償 また、同一日に複数の会議に出席場合も	1日あたり一人 10,000円以内

別表 3 理事、評議員が委員会に出席した対価

項目	支給額
成人病臨床研究助成及び倫理審査委員会	1日あたり一人 30,000円以内
成人病医学研究顕彰及び助成審査委員会	1日あたり一人 20,000円以内
成人病患者団体等支援審査委員会	1日あたり一人 10,000円以内